【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第三十六条　削除

（改正前）

第三十六条　内閣総理大臣は、第二十八条第一項の免許をしないこととするときは、免許申請者に通知して、当該職員に、当該免許申請者につき審問を行わせなければならない。

②　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

③　内閣総理大臣は、第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条の認可をし若しくはしないこととしたとき、第二十九条第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は前条の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を免許申請者又は証券会社に通知しなければならない。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第三十六条　内閣総理大臣は、第二十八条第一項の免許をしないこととするときは、免許申請者に通知して、当該職員に、当該免許申請者につき審問を行わせなければならない。

②　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

③　内閣総理大臣は、第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条の認可をし若しくはしないこととしたとき、第二十九条第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は前条の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を免許申請者又は証券会社に通知しなければならない。

（改正前）

第三十六条　大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許をしないこととするときは、免許申請者に通知して、当該職員に、当該免許申請者につき審問を行わせなければならない。

②　大蔵大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

③　大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条の認可をし若しくはしないこととしたとき、第二十九条第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は前条の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を免許申請者又は証券会社に通知しなければならない。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】

（改正後）

第三十六条　大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許をしないこととするときは、免許申請者　に通知して、当該職員に、当該免許申請者　につき審問を行わせなければならない。

②　大蔵大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

③　大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条の認可をし若しくはしないこととしたとき、第二十九条第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は前条の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を免許申請者又は証券会社に通知しなければならない。

（改正前）

第三十六条　大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許をしないこととし、又は前条の規定に基づく処分をしようとするときは、免許申請者又は処分を受けることとなる証券会社に通知して、当該職員をして、当該免許申請者又は証券会社につき審問を行なわせなければならない。

（②　新設）

②　大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条の認可をし若しくはしないこととしたとき、第二十九条第一項の規定により条件を附することとしたとき、又は前条の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面をもつて、その旨を免許申請者又は証券会社に通知しなければならない。この場合においては、当該免許又は認可をすることとしたときを除き、その理由を附記しなければならない。

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】

（改正後）

第三十六条　大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許をしないこととし、又は前条の規定に基づく処分をしようとするときは、免許申請者又は処分を受けることとなる証券会社に通知して、当該職員をして、当該免許申請者又は証券会社につき審問を行なわせなければならない。

（改正前）

第三十六条　大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許をすることが適当でないと認めるとき、又は前条の規定に基づく処分をしようとするときは、免許申請者又は処分を受けることとなる証券会社に通知して、当該職員をして、当該免許申請者又は証券会社につき審問を行なわせなければならない。

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第三十六条　大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許をすることが適当でないと認めるとき、又は前条の規定に基づく処分をしようとするときは、免許申請者又は処分を受けることとなる証券会社に通知して、当該職員をして、当該免許申請者又は証券会社につき審問を行なわせなければならない。

②　大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条の認可をし若しくはしないこととしたとき、第二十九条第一項の規定により条件を附することとしたとき、又は前条の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面をもつて、その旨を免許申請者又は証券会社に通知しなければならない。この場合においては、当該免許又は認可をすることとしたときを除き、その理由を附記しなければならない。

（改正前）

第三十六条　大蔵大臣は、第三十一条第一項（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）又は前条の規定により登録又は登録の変更を拒否した場合においては、遅滞なく理由を示しその旨を登録申請者又は登録変更届出者に通知しなければならない。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第三十六条　大蔵大臣は、第三十一条第一項（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）又は前条の規定により登録又は登録の変更を拒否した場合においては、遅滞なく理由を示しその旨を登録申請者又は登録変更届出者に通知しなければならない。

（改正前）

第三十六条　大蔵大臣は、第三十一条　（第三十二条第四項において準用する場合を含む。）又は前条の規定により登録又は登録の変更を拒否した場合においては、遅滞なく理由を示しその旨を登録申請者又は登録変更届出者に通知しなければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第三十六条　大蔵大臣は、第三十一条（第三十二条第四項において準用する場合を含む。）又は前条の規定により登録又は登録の変更を拒否した場合においては、遅滞なく理由を示しその旨を登録申請者又は登録変更届出者に通知しなければならない。

（改正前）

第三十六条　証券取引委員会は、第三十一条（第三十二条第四項において準用する場合を含む。）又は前条の規定により登録又は登録の変更を拒否した場合においては、遅滞なく理由を示しその旨を登録申請者又は登録変更届出者に通知しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】

（改正後）

第三十六条　証券取引委員会は、第三十一条（第三十二条第四項において準用する場合を含む。）又は前条の規定により登録又は登録の変更を拒否した場合においては、遅滞なく理由を示しその旨を登録申請者又は登録変更届出者に通知しなければならない。

（改正前）

第三十六条　証券取引委員会は、第三十一条又は前条の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく理由を示しその旨を登録申請者に通知しなければならない。

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第三十六条　証券取引委員会は、第三十一条又は前条の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく理由を示しその旨を登録申請者に通知しなければならない。